

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 2019年7月30日

【事業年度】 第11期(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

【会社名】 株式会社フィット

【英訳名】 Fit Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴江 崇文

【本店の所在の場所】 徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23

【電話番号】 088-665-1500

【事務連絡者氏名】 マネジメント事業部長 柳橋 健一

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号 渋谷新南口ビル2階(本社)

【電話番号】 03-5778-9436

【事務連絡者氏名】 マネジメント事業部長 柳橋 健一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年4月	2018年4月	2019年4月
売上高 (千円)	7,033,371	7,366,007	7,198,070	6,157,131	5,021,176
経常利益又は経常損失 (千円)	1,091,266	1,052,460	1,125,179	1,082,036	205,782
当期純利益又は当期純損失 (千円)	714,127	643,360	646,546	562,413	398,717
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	47,619	977,877	979,609	979,761	979,822
発行済株式総数 (株)	16,000	4,270,000	4,281,400	4,282,400	4,282,800
純資産額 (千円)	1,192,912	3,696,004	4,320,670	4,776,573	4,266,782
総資産額 (千円)	4,151,904	6,820,109	6,899,509	7,624,335	7,219,343
1株当たり純資産額 (円)	372.79	865.57	1,009.17	1,115.40	996.26
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	24.00 (-)	25.00 (-)	26.00 (-)	10.00 (-)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (円)	223.16	197.27	151.38	131.34	93.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	196.28	150.89	131.15	-
自己資本比率 (%)	28.7	54.2	62.6	62.6	59.1
自己資本利益率 (%)	85.4	26.3	16.1	12.4	8.8
株価収益率 (倍)	-	6.80	7.79	8.47	-
配当性向 (%)	-	12.2	16.5	19.8	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,209,649	1,011,364	1,389,728	505,030	2,227,447
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	239,964	166,048	457,965	147,554	252,370
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	233,209	2,172,619	370,773	54,191	701,957
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,849,168	2,844,376	3,405,365	3,817,033	2,039,173
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	62 (24)	66 (30)	70 (27)	67 (29)	79 (25)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	- (-)	- (-)	91.6 (133.7)	88.6 (154.9)	52.3 (147.1)
最高株価 (円)	-	1,772	1,630	2,323	1,119
最低株価 (円)	-	1,335	680	1,000	576

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第7期から第9期までは関係会社がないため、第10期から第11期は利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。
4. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第8期については、当社株式は2016年3月11日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から2016年3月期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
6. 第7期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
8. 当社は、2015年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。
9. 第9期は、決算期変更により2016年4月1日から2017年4月30日までの13ヶ月間となっております。
10. 最高株価および最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
11. 当社は、2016年3月11日に東京証券取引所マザーズに株式を上場したため、第8期以前の株主総利回りおよび比較指標については記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、2009年4月に商業施設の開発や注文住宅の請負建築を主な事業とする株式会社スズケン&コミュニケーションの出資により、「建築業」と「不動産業」「サービス業」の本格的融合により新しい価値を創造し、「第2の住宅産業を創る」ために徳島県徳島市に株式会社スズケン&クリエーションとして設立されました。

設立後の一年間は事業の準備および商品の開発に専念し、2010年3月に社名を株式会社フィットに変更した後、2010年4月より規格住宅および規格戸建賃貸住宅の販売を主要事業として本格的に活動を開始いたしました。

会社設立時から現在に至る主な変遷は、次のとおりです。

年月	沿革
2009年4月	徳島県徳島市に株式会社スズケン&クリエーション(現当社)を設立
2009年10月	コンパクト住宅フランチャイズ本部(現いえとち本舗フランチャイズ本部)設立 香川支店設立
2010年3月	株式会社フィットに社名変更
2010年7月	一般建設業許可(徳島県知事許可(般-22)第70109号)取得
2012年2月	愛媛支店設立
2012年5月	高知支店設立
2012年7月	宅地建物取引業免許(国土交通大臣(1)第8312号)取得
2012年10月	コンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)販売開始
2013年9月	F i t 神山町メガソーラー発電所 売電開始
2013年10月	株式会社スズケン&コミュニケーションとの資本関係を解消 太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House(ソーラーリッチハウス)」販売開始
2014年4月	東京本社設置
2014年12月	一般建設業許可(国土交通大臣許可(般-26)第25619号)取得 規格戸建賃貸住宅やコンパクトソーラー発電所等の顧客を対象としたフランチャイズ「投資の窓口本部」設立
2015年4月	関西支社設置
2016年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2017年3月	コンパクトウィンド発電所(小形風力発電施設)販売開始
2017年4月	F i t 一宮メガソーラー発電所 売電開始
2017年6月	電力小売サービス「フィットでんき」販売開始
2017年9月	特定建設業許可(国土交通大臣許可(特-29)第25619号)取得
2018年2月	100%子会社であるソーシャルファイナンス株式会社(徳島県徳島市)を設立
2019年2月	不動産投資型クラウドファンディング FIT FUNDING(フィットファンディング)事業を開始

3 【事業の内容】

当社は、太陽光発電施設の販売(エネルギー事業)、徳島県など四国エリアを中心に規格住宅や規格戸建賃貸住宅の建築請負(住宅事業)、その他不動産に関連する事業(賃貸管理事業)を行っております。

主な事業内容は次のとおりであります。

前事業年度において「その他」と記載しておりました「賃貸管理事業」は、重要性の観点から当事業年度では報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

(1) エネルギー事業

当社のエネルギー事業においては、2012年10月より、主に個人向け(投資家や会社員等)の投資商品として「コンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)」を中心とした太陽光発電施設の販売を行っております。また、自社においてもコンパクトソーラー発電所を保有しております。

2012年7月に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まったこと、また「環境関連投資促進税制」等、再生可能エネルギー拡大のための政府の施策等が行われてきました。

このような状況の中、当社は土地を所有されていない投資家や会社員の方でも手軽な投資を可能とするための施策を行っております。その具体的な商品が、小型太陽光発電施設、不動産賃貸および保守管理等をパッケージにして販売する「コンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)」です。

発電所の設置にあたっては、当社独自の不動産情報ネットワークを活用し、企業や個人の遊休地を安価な賃料で借り上げております。また、基礎と架台の構造を単純にする一方、ソーラーパネルやパワーコンディショナーなどの発電にとって重要な材料部分にコストをかけ、発電量が多く高品質な設備でありつつも、低価格での提供を可能にしております。この結果、初期投資額に対して比較的高い割合の年間売電収入が見込め、良い利回りが期待できる投資商品として、顧客にアプローチをしております。

また、近年注目が集まる、太陽光発電の「セカンダリー市場」については、改正FIT法に伴い新規の太陽光発電施設の系統連系までに時間を要していることや、売電実績もあり買取価格の高い時期の太陽光発電施設が流通しており、太陽光発電の「セカンダリー市場」は賑わうと思われれます。

さらに、エネルギー事業に関連する顧客への一つの窓口として、「投資の窓口」のフランチャイズ展開を行っております。当社は、「投資の窓口」に加盟する企業等に対し、ソーラーパネル等の材料の販売や、研修会を通じた情報の提供等を行っております。また、このような加盟店が2019年4月30日時点で全国に20店舗(20社)あります。

(2) 住宅事業

当社の住宅事業は、徳島県など四国エリアを中心に、規格住宅や規格戸建賃貸住宅の建築請負(土地および建物のセット販売)を行っております。また、「いえとち本舗フランチャイズ本部」として加盟店に対して、建築資材の共同購買システムを提供しているほか、当社が事業展開をしていく中で得られた経験をもとに土地および建物のセット販売の独自の事業ノウハウの提供を行っております。

当社は、コンパクトな規格住宅「IETERRACE(イエテラス)」、完成販売住宅「Simplie(シンプリエ)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL(フィットセル)」、および太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House(ソーラリッチハウス)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich(フィットセルソラリッチ)」を販売しております。

当社商品の大きな特徴でもある「規格化」とは、「熟練の職人に頼らなくても、標準的に良い家が建てられる」ということを意味しております。当社は設計から施工まで品質に徹底的にこだわり、長く安心して暮らしていただける家づくりを目指しておりますが、同時に「規格化」の採用により、お客様に低価格で商品を提供しております。

「規格化」の具体的な取り組みとしては、下記2点があげられます。

イ．販売プロセスの効率化で経費を削減

- ・家のカタチを規格化することにより打ち合わせの工程を短縮する。また、「規格化」されたパッケージ商品の販売を行うことから営業人員の専門的な知識を要さない(人件費の削減)。
- ・クチコミ紹介やインターネットでお客様を集めることにより宣伝コストを圧縮する(営業経費の削減)。

ロ．現場管理の効率化で経費を削減

- ・材料をまとめて仕入れることによって材料コストを圧縮する(材料費の削減)。
- ・家を組み立てる作業工程の生産性が向上する(工事費および経費の削減)。

当社は、上記の取り組みによりもたらされた利益を当社だけでなくお客様に対する販売価格へ還元することで低価格での提供を実現しております。

いえとち本舗フランチャイズ本部は、「日本の高すぎる家をもっと安く！そして、大変な家探しをもっと楽に！」をコンセプトに、「いえとち本舗」1カ所で土地も建物も選べて、かつ相談もできる仕組みをお客様に提供しております。

土地をお持ちでないお客様がマイホームを購入しようとするとき、通常は、希望の土地を探し、土地が決まったら住宅メーカーを探し、プランを考え、見積もりを取る等様々な負担が発生していました。お客様のこのような負担を緩和するサービスが、1カ所で土地も建物も選べて、かつ相談もできる仕組みを提供する「いえとち本舗」です。当社が運営するいえとち本舗フランチャイズ本部では、フランチャイズ加盟店に対して独自の事業ノウハウや建築資材の共同購買システムの提供をしております。一方、フランチャイズ加盟店を運営する会社は「いえとち本舗」の統一ブランド・統一イメージのもと、その地域のコンパクト住宅(注)市場で最有力企業を目指して活動しております。このような加盟店が2019年4月30日時点で全国に28店舗(20社)あります。

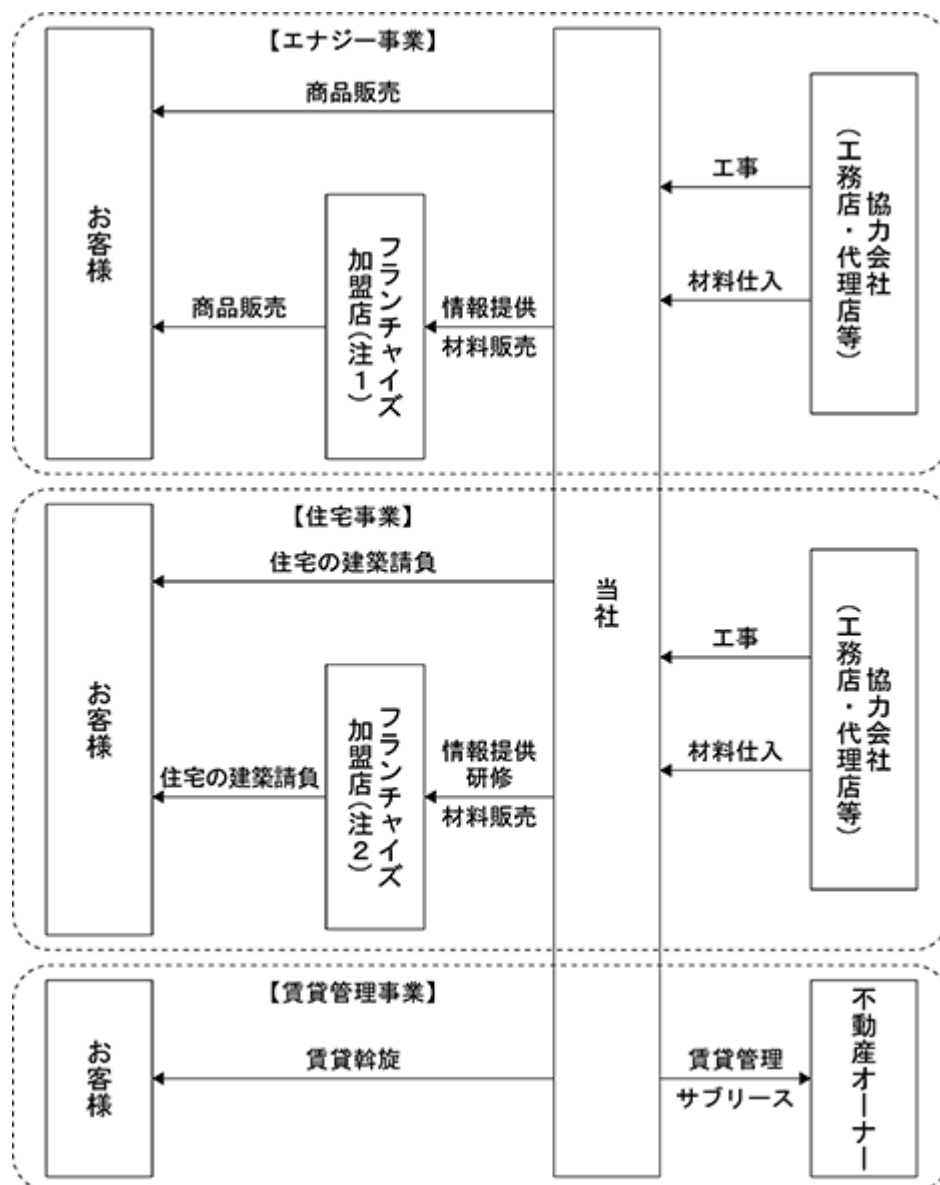
(注) 当社の販売する住宅は、延床面積100㎡未満のコンパクトな住宅が基本となります。

(3) 賃貸管理事業

当社は賃貸管理事業として不動産賃貸管理業務やサブリース業務を行っております。賃貸住宅経営は、手間がかかり専門知識も必要になります。そのため不動産賃貸管理業務として、戸建賃貸物件等の所有者(不動産オーナー)から賃貸管理を受託しております。また、サブリース業務は、不動産オーナーから不動産物件を借り上げ、当社が貸主となって入居者に対し賃貸を行っております。

[事業系統図]

以上述べました事項を事業の系統図によって示しますと、以下のとおりであります。



(注1) 「投資の窓口」(コンパクトソーラー発電所)
(注2) 「いえとち本舗」「投資の窓口」(戸建賃貸住宅)

4 【関係会社の状況】

当社は、子会社7社、関連会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
79(25)	40.6	2.8	4,373,759

セグメントの名称	従業員数(人)
エネルギー事業	29 (5)
住宅事業	34 (14)
賃貸管理事業	4 (2)
報告セグメント計	67 (21)
全社(共通)	12 (4)
合計	79 (25)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

当社を取り巻く経営環境は、台風や地震といった国内の自然災害の影響により、景気に足踏み感はあるものの、世界経済が引き続き堅調に推移したことに伴う輸出の増加、雇用・所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調が継続しました。

そのような環境下において、当社の経営方針及び対処すべき課題は以下のとおりです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社が目指すのは「個人参加型クリーンエネルギーで未来を創る」ことです。

当社は化石燃料に依存する社会を、個人が作る地球に優しいクリーンエネルギー(小規模発電所)で変えていきます。クリーンエネルギーで生み出される電力量「kWh」を地域流通するマネーとして捉え、クリーンエネルギーが日本中の家庭に当たり前にある社会を創ります。地球環境を良くする社会性と個人の暮らしを豊かにする収益性の両輪を満たす、新しい産業を生み出します。

そして社会、株主、顧客、従業員等の全てのステークホルダーに対する責任を果たしていくために、継続的な企業価値の増大を図ることを目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、既存の事業エリアの深耕および全国エリアへの展開等により販売数を拡大しつつ、売上高経常利益率10%以上を目標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

国内の住宅業界や不動産業界は、少子高齢化およびそれらを起因とする世帯数減少により、中長期的に市場の縮小が予想されるなど厳しい業界環境に置かれております。このような環境で当社は「個人参加型クリーンエネルギーで未来を創る」をテーマに、更なる成長を実現するために、下記の戦略を遂行することで業容の拡大を図ってまいります。

四国エリアと関東エリアおよび関西エリアへの直営店の出店とその他エリアでのフランチャイズ展開による全国展開

エネルギー事業を中心とした商品力強化と販売力強化

資材調達先や工事協力業者の新規開拓等社外との協力体制の強化・構築

エネルギー事業および住宅事業の海外進出

資金調達手段の多様化による自己資本増強

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス意識の向上、内部管理体制および業務体制の見直し等を更に推進するとともに、事業基盤の確立のため、以下のような取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めております。

コーポレートガバナンスの強化

監査等委員会設置会社に移行し、取締役会における決議権を持つ監査等委員による監査・監督機能の強化、社外取締役が、取締役会において、社外の独立した立場から株主さまやその他のステークホルダーの方々の視点を踏まえた意見をより活発に提起し、意思決定における「透明性と客観性の向上」を図っております。

コンプライアンス意識の向上

役職員に対し、会計に関するコンプライアンス意識だけでなく全般的なコンプライアンス意識の向上を図る必要があることを認識しております。具体的には、外部の研修機関を利用した研修を実施する等の方法により、コンプライアンス意識の強化・向上を継続的に図っております。

内部管理体制の強化

当社は、2019年4月末現在、取締役4名、従業員79名と規模が比較的小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっております。今後も事業規模の拡大を図っていくことを見据え、内部監査室に専任スタッフを配置し、個人情報管理体制の強化、コンプライアンス体制の強化、リスク管理体制の強化、予算統制を含めた経営管理体制の強化を図っております。

優秀な人材の採用および育成

今後も同業他社との競争に負けないサービスの提供を行い、企業規模の拡大を目指すためには、優秀な人材の獲得と同時に、その人材が自己の能力を最大限に発揮し、さらに成長し続けることができるような教育研修体制の整備およびマネジメント体制の構築を図ることが重要と考えております。

事業基盤の確立

当社は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴いコンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)の販売事業を開始し、また太陽光発電設備を搭載し、売電収入で住宅ローンの大幅返済を目指す「Solar Rich House(ソーラーリッチハウス)」を開発・販売する等により事業規模を拡大してまいりましたが、今後も既存事業から安定的な収益を確保しつつ、新規事業や新規商品の開発に投資していくことで事業基盤の確立を図ることが重要な経営課題であると考えております。そのために、競争力確保のためにコスト削減を継続的に図りながら、より質の高い商品を作り、お客様に還元すること、新しい情報や知識の確保だけでなく、販売先、資材調達先や工事協力業者など新規の取引先を増やしていく等の社外との協力体制の強化・構築にも今後も取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1．業績の季節変動について

当社では、戸建住宅の建築販売が主な事業の一つであることから、新年度を控えた引越しシーズンである3月から5月までの間に引渡しが集まる傾向にあります。そのため当社の住宅事業は、第4四半期に収益が偏重する傾向にあります。従って、景気動向、自然災害等の要因により第4四半期の引渡しに支障が生じた場合には、当該期間の売上高が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

なお、2019年4月期における住宅事業の四半期別売上高、セグメント利益の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		通期	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
外部顧客への売上高	274,702	13.3	452,625	21.9	461,216	22.3	875,650	42.4	2,064,195	100.0
セグメント利益	1,846	1.0	46,427	24.4	32,034	16.8	110,100	57.8	190,407	100.0

(注) 1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2．上記の金額は監査法人アリアの監査を受けておりません。

2．コンパクトソーラー発電所工事の遅延について

当社がエネルギー事業において販売しているコンパクトソーラー発電所は、工事が完了し、顧客への引渡し後、電力会社との系統連系時に売上計上しております。従って、自然災害等の要因により工事が遅延し、期中の引渡しに支障が生じた場合や電力会社との系統連系が遅れた場合には、当該期間の売上高が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(注) 系統連系とは、電力会社の電力系統に発電設備を接続することです。

3．個人消費動向等の影響について

エネルギー事業および住宅事業は、当社の主たる販売先は個人顧客であることから、個人消費者の需要動向の影響を受ける傾向があります。また、景気動向、金利水準、地価水準等のマクロ経済要因の変動や消費者所得の減少、住宅税制の改正や再生エネルギー固定価格買取制度の改正、消費税等の税率変更等により個人消費者の需要が減少した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

4．政府の施策について

当社がエネルギー事業において販売しているコンパクトソーラー発電所については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生エネルギー固定価格買取制度」の設備認定を取得しており、発電所を購入した顧客は同制度により政府が定めた一定期間、一定の価格で発電した電気を電力会社に売却することができます。固定買取価格制度では、電力会社が買取る費用を電気利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。そのため、今後も太陽光発電は普及していくことが見込まれますが、同制度における買取価格は、毎年度、政府により定められることとなっており、今後は電力会社の電力料金を通じて徴収する賦課金により国民負担が増加することを避けるため、当該価格は低下していくことが見込まれております。また、当社の販売している太陽光発電設備は、発電出力が気候の影響を受ける自然変動電源であります。

最近においては、太陽光発電設備の増加等の状況を受け、電力会社ごとの接続可能容量の事項等に起因する出力抑制ルール（規定の条件下で電力会社が発電事業者に対し、発電設備からの出力を停止又は抑制を要請する制度）等の新たな出力制御システムが導入されておりますが、当該システムの今後の運用によっては、太陽光発電設備を運営する事業者の収益に影響を与えることも想定されます。さらに、2017年4月に施行された改正FIT法により、審査期間の長期化により系統連系が大幅に遅延し、当社の業績に影響を及ぼしました。今後、再生可能エネルギーにおいて、改正FIT法と同様な政府の施策が大きく変更になり、系統連系が大幅に遅延し、顧客の購入意欲が減退した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

5. コンパクトソーラー発電所の周辺環境等の変化について

当社がエネルギー事業において販売しているコンパクトソーラー発電所は、主に遊休農地や宅地を賃借または取得し設置しております。そのため周辺環境の変化により顧客が購入したコンパクトソーラー発電所の収益性が低下した場合や賃借している土地の権利関係等に変動等があった場合には、当社は顧客からクレームを受ける可能性があります。これによりクレーム対応費用が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

6. 消費税増税について

当社の主要な事業のひとつである住宅は、一般家庭において購入する最も高額な耐久消費財と言われており、消費税率の動向によって需要が大きく左右される傾向があります。2014年4月に消費税率は8%に引き上げられましたが、2019年10月に消費税率が10%に引き上げられた場合、一時的な需要の先食いは見込まれるものの、中長期的には住宅着工数が低迷することが予想されます。これにより、受注・売上が減少し当社の業績に影響を与える可能性があります。

7. 営業エリアが四国に集中していること並びに競合等の影響について

当社のエネルギー事業において、太陽光発電施設の設置用地は四国エリアを中心に開発してまいりました。

また、住宅事業もこれまで四国エリアをマーケットとして、新築戸建住宅・戸建賃貸住宅の販売を行ってまいりました。2019年4月30日現在、いえとち本舗の直営店は、四国エリアに徳島本店（徳島県）、島田店（徳島県）、阿南店（徳島県）、高松本店（香川県）、宇多津店（香川県）、高知本店（高知県）の6店舗であります。

今後は全国展開の一環として、関西エリアや九州エリアに展開していく計画ではありますが、そのためには、これらのエリアの競合企業の動向やエリア特性等に対応した展開が必要となります。今後、このような対応が適切に取れない場合、当社の営業エリアの計画的な拡大が進まず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

8. 材料価格の高騰について

当社の太陽光発電施設のソーラーパネル等の材料や住宅の建材は、為替相場の変動等により仕入価格が高騰することが考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

9. 外注管理について

当社は太陽光発電施設および住宅の建設について、施工管理業務(品質・安全・工程・コストの各管理)を除き、原則として大工や左官、電気業者、水道業者などの専門業者ごとに直接工事を発注する分離発注の上、外注しております。これは適切に分離発注することにより適正な競争が行われることを期待し、また、専門工事業者と直接契約することで、工事の進捗等について直接交渉することができ、施工の信頼性と品質の確保が期待できるためであります。

このように施工業務の大部分を外注に依存しているため、販売件数の増加や営業エリアの拡大に伴い外注先を十分に確保できない場合、または外注先の経営不振や繁忙等により工期が遅延した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、国内外の市場の動向等により、資材価格が上昇し、外注先の材料調達状況に影響が及んだ場合、その状況を販売価格へ転嫁することが難しい場合には、外注費の上昇により当社の業績に影響を与える可能性があります。

10. 瑕疵担保責任について

当社は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により、新築住宅の構造上主要な部分および雨水の浸水を防止する部分について住宅の引渡日から10年間の瑕疵担保責任を負っております。その他の部分については、「宅地建物取引業法」により住宅の引渡日から最低2年間について瑕疵担保責任を負っております。加えて「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」により、住宅の瑕疵担保責任履行のための資力の確保が義務付けられております。万が一、当社の販売した物件に重大な瑕疵があるとされた場合には、その直接的な原因が当社以外の責によるものであっても、当社は売主として瑕疵担保責任を負うことがあります。その結果、補償工事費の増加や当社の信用力低下により、当社の業績や事業の展開等に影響を与える可能性があります。

11. 自然災害等について

地震や台風等の大規模な自然災害の発生時には、被災した自社保有設備や建築現場の修復に加え、建物の点検や応急措置などの初動活動や支援活動等により、多額の費用が発生する可能性があります。

また、社会インフラの大規模な損壊で建築現場の資材等の供給が一時的に途絶えた場合等には、完成引渡しの遅延等により当社の業績に影響を与える可能性があります。

12. 法的規制について

エネルギー事業

エネルギー事業は、電気事業法の影響を強く受けるため、現行法の改正によっては方針変更を余儀なくされる可能性があります。2012年7月1日から開始されました再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関しましては、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間一般電気事業者やPPS(特定規模電気事業者)等が買い取ることを義務付けるものですが、本法律の変更により買取価格の下落や、万が一、制度の廃止等により本制度が継続しなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、太陽光発電施設の設置工事を行っていることから、建設業法に基づく特定建設業許可並びに一般建設業許可を受けております。建設業許可は、5年毎の更新が義務付けられており、本書提出日現在の許可の有効期限は特定建設業許可が2022年9月、一般建設業許可が2019年12月であります。また、建設業法第29条に建設業許可の取消し、第28条において業務停止等の処分の要件が定められており、当該要件に抵触した場合には免許の取消し、または期間を定めてのその業務の全部もしくは一部の停止等を命じられる可能性があります。

当社は、この許認可を受けるための諸条件および関係法令の遵守に努めており、現状において当該許認可が取消しとなる事由は発生してはおりませんが、今後、これらの関連法規が改廃された場合や新たな法的規制が設けられる場合、またはこれらの法令等の規制について遵守できなかった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

住宅事業

住宅事業では、事業運営上、宅地建物取引業法、建築基準法、建設業法、建築士法、国土利用計画法、農地法、特定商品取引法等による法的規制を受けております。

当社では、主要な許認可として、「宅地建物取引業法」に基づき宅地建物取引業免許を、「建設業法」に基づき特定建設業許可並びに一般建設業許可を受けております。

宅地建物取引業免許は、5年毎の更新が義務付けられており、本書提出日現在の許可の有効期限は2022年7月であります。また、宅地建物取引業法第66条において免許の取消し、第65条において業務の停止等の処分の要件が定められており、当該要件に抵触した場合には免許の取消し、または期間を定めてのその業務の全部もしくは一部の停止等を命じられる可能性があります。

建設業許可は、5年毎の更新が義務付けられており、本書提出日現在の許可の有効期限は特定建設業許可が2022年9月、一般建設業許可が2019年12月であります。また、建設業法第29条に建設業許可の取消し、第28条において業務停止等の処分の要件が定められており、当該要件に抵触した場合には免許の取消し、または期間を定めてのその業務の全部もしくは一部の停止等を命じられる可能性があります。

当社は、これらの許認可等を受けるための諸条件および関係法令の遵守に努めており、現状において当該許認可等が取消しとなる事由は発生していないと認識しておりますが、今後、これらの関連法規が改廃された場合や新たな法的規制が設けられる場合、またはこれらの法令等の規制について遵守できなかった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

13. 顧客情報等の管理について

当社は、当社物件の潜在顧客や見込み顧客・販売先等、事業を行う上で多数の個人情報保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しております。これらの情報管理については、その管理に万全を期するため、管理体制の構築、社内規程の整備、システム上のセキュリティ対策を図るとともに、研修等により社員の情報管理意識の向上に努めております。しかしながら、万が一、これらの情報が外部流出した場合は、当社に対する信用の失墜や損害賠償等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

14. 代表者への依存について

当社は会社の規模が小さく、事業活動における主要な部分を代表取締役社長である鈴江崇文に依存しております。同氏は、当社設立以来の最高責任者であり、当社の大株主であります。同氏は、業界に特化した経験と実績から、当社の経営方針や経営戦略および製品戦略においても重要な役割を果たしており、当社事業の発展に大きく貢献しております。このため、当社では同氏への過度の依存を改善すべく組織的な経営体制を構築中ですが、現時点においては同氏が離職するような事態となった場合、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

15. 訴訟等について

当社では、現時点において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。

しかしながら、当社が事業を継続していくうえでは、知的財産権他多種多様な訴訟リスクが継続的に存在します。

当社では、施工にあたっては近隣対策や周辺環境への配慮を含め品質管理に努め、またその他業務においては各種専門家を利用してリスク管理を行っておりますが、訴訟本来の性質を考慮すると係争中または将来の訴訟の結果は予測不可能であり、係争中または将来の訴訟のいずれかひとつでも不利な結果に終わった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

16. その他

当社は、2016年6月25日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社における売上の計上時期に関する事実関係等の調査および会計処理の適正性についての検討を行うことを目的として第三者調査委員会を設置し、第三者調査委員会から同年6月24日付で調査の結果判明した事実関係およびその問題点の報告並びに再発防止のための提言を目的とする調査報告書(以下「本報告書」といいます。)を受領いたしました。

その後、本報告書における指摘事項および提言を勘案し、再発防止策の検討を重ね、今般、当社が実施する再発防止策の内容について決定いたしました。現在、再発防止策を着実に推進し、全社一丸となり、信頼の回復に努めておりますが、第三者調査委員会の設置等を原因として、当社に対して株主および株主グループが損害賠償を求め訴訟提起し、当社への損害賠償請求が認められた場合、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、台風や地震といった国内の自然災害の影響により、景気に足踏み感はあるものの、世界経済が引き続き堅調に推移したことに伴う輸出の増加、雇用・所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調が継続しました。

このような状況下におきまして、当社は、2019年3月15日に公表した「通期業績予想の修正及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、当期においては、次の成長のための準備期間と位置づけ、既存事業であるエナジー事業および住宅事業に係る組織の再構築、そして新たな収益の柱の立ち上げとして、当社事業と関連のある企業との業務提携の拡大を図る他、子会社で開始した新規事業開発のために、外部パートナーと積極的に連携を図ったこと、並びに人材の採用や教育活動を積極的に実施してまいりました。

エナジー事業においては、改正FIT法の影響は落ち着きを取り戻すと想定しておりましたが、審査期間の長期化の影響は完全に解消されませんでした。

また、当社の住宅事業においては、リソースを新規事業開発に割いたことにより、戸建賃貸に係る営業の強化ができませんでした。

以上の結果、当事業年度末における財政状態については、総資産は前事業年度末に比べ404,992千円減少の7,219,343千円、負債は前事業年度末に比べ104,799千円増加の2,952,561千円、純資産は前事業年度末に比べ509,791千円減少の4,266,782千円となりました。また、経営成績については、売上高は5,021,176千円、営業損失197,427千円、経常損失205,782千円、当期純損失398,717千円となりました。

今後も「個人参加型クリーンエネルギーで未来を創る」をテーマに業容の拡大に努め、引き続き関東や関西・中国エリアでの事業拡大を進めてまいります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

前事業年度において「その他」と記載しておりました「賃貸管理事業」は、重要性の観点から当事業年度では報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

a. エナジー事業

エナジー事業におきましては、販売区画数は159.01区画（内、新規119.76区画、セカンダリー8.22区画、増設31.03区画）となりました。

以上の結果、エナジー事業の売上高は2,583,880千円（前年同期比19.0%減）となり、セグメント利益は87,730千円（前年同期比91.1%減）となりました。

b. 住宅事業

住宅事業におきましては、販売棟数は94棟となりました。

以上の結果、住宅事業の売上高は2,064,195千円（前年同期比21.9%減）となり、セグメント利益は190,407千円（前年同期比52.3%減）となりました。

c. 賃貸管理事業

賃貸管理事業におきましては、引き続き不動産賃貸管理業務およびサブリース業務の積極的な展開を行い、取り扱い数を増加させてまいりました。

以上の結果、賃貸管理事業の売上高は373,100千円（前年同期比15.5%増）となり、セグメント利益は32,476千円（前年同期比12.3%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、2,039,173千円となり、前事業年度末に比べ1,777,860千円の減少となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、2,227,447千円の減少（前年同期は505,030千円の増加）となりました。主な要因は、税引前当期純損失により379,661千円、たな卸資産の増加額849,073千円、仕入債務の減少額243,904千円、法人税等の支払額476,140千円等によるものであります。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、252,370千円の減少（前年同期は147,554千円の減少）となりました。主な要因は、投資有価証券の取得による支出63,120千円、関係会社社債の取得による支出60,000千円、有形固定資産の取得による支出105,512千円等によるものであります。

c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、701,957千円の増加（前年同期は54,191千円の増加）となりました。主な増加要因は、短期借入金純増額800,000千円、長期借入れによる収入200,000千円等によるものであります。一方、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出187,062千円、配当金の支払額111,101千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が営むエネルギー事業、住宅事業および賃貸管理事業では生産実績を定義することが困難であるため「生産実績」は記載しておりません。

b. 受注実績

当事業年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、賃貸管理事業では、受注実績を定義することが困難であるため、「受注実績」は記載しておりません。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
エネルギー事業	2,228,450	37.9	43,600	89.1
住宅事業	2,098,213	15.4	361,732	10.4
合計	4,326,663	28.7	405,332	44.2

(注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	前年同期比(%)
エネルギー事業(千円)	2,583,880	19.0
住宅事業(千円)	2,064,195	21.9
賃貸管理事業(千円)	373,100	15.5
合計(千円)	5,021,176	18.4

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
林建設株式会社	-	-	548,336	10.92
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,650,979	26.8	-	-

2. 当事業年度における三菱UFJ信託銀行株式会社の販売実績及び総販売実績に対する割合は、100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項については、一定の会計基準の範囲内において合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

詳細については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に記載しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

当社の当事業年度の経営成績等は、次のとおりであります。

(売上高)

2019年3月15日公表の「通期業績予想の修正及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、以下が主な理由となります。

1. 既存事業に係る組織の再構築について

当期を次の成長性のための準備期間と位置づけ、積極的に施策等を実施してまいりました。

組織の再構築については、意思決定をよりスピーディーに実施するための権限委譲や、それに伴うマネジメント層の再教育活動、また、それを下支えする人材の採用活動等に外部パートナーの協力を得ながら多くの時間を費やしてきたため、エネルギー事業及び住宅事業の両事業において、当初予定していた営業活動の一部が実施出来ませんでした。

2. 改正FIT法の影響

エネルギー事業におきましては、資源エネルギー庁発表の「FIT認定申請に係る審査状況について」（2018年7月2日）、及び「50kW未満太陽光発電設備のFIT認定申請に係る審査状況及び今後の審査の厳格化について（お知らせ）」（2018年11月26日）のとおり、改正FIT法の影響は落ち着きを取り戻すと想定しておりましたが、審査期間の長期化の影響は現在も完全に解消されず、当初計画していた発電所の系統連系については、来期以降に実施される見込みとなりました。

3. 収益不動産（投資用不動産）について

投資用不動産の市場は、同業他社の様々な不祥事等の発生により、投資家の投資意欲が減少しました。当社は、収益不動産のリソースを利用し、不動産投資の間口を広げ、さらなる新規顧客獲得と実物資産としての戸建賃貸経営へのステップアップを支援すると共に、既存顧客への投資バリュエーションを増やすことなどに注力しました。不動産特定共同事業やその他新規事業開発にリソースを割いたことにより、戸建賃貸に係る営業の実施が強化されませんでした。

以上の結果、当事業年度における売上高は5,021,176千円となりました。

(営業損失)

工事着工の平準化を促進し、購買先や外注先等の選定見直しを実施すること等によるコスト抑制に努めた結果、売上原価は3,769,075千円となりました。

販売費及び一般管理費は、当期においては、次の成長のための準備期間と位置づけ、既存事業であるエネルギー事業及び住宅事業に係る組織の再構築、そして新たな収益の柱の立ち上げとして、当社事業と関連のある企業との業務提携の拡大を図る他、子会社で開始した新規事業開発のために、外部パートナーと積極的に連携を図ったこと、並びに人材の採用や教育活動を積極的に実施したこと等により、1,449,528千円となりました。

以上の結果、営業損失は197,427千円となりました。

(経常損失)

営業外収益は5,286千円となり、営業外費用は支払利息を計上したこと等により13,641千円となりました。

以上の結果、経常損失は205,782千円となりました。

(税引前当期純損失)

特別損失に減損損失174,840千円を計上いたしました。

以上の結果、税引前当期純損失は379,661千円となりました。

(当期純損失)

税引前当期純損失に法人税等合計19,056千円を計上し、当期純損失は398,717千円となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

b. 財政状態

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は6,323,158千円(前事業年度末6,814,166千円)となり、491,007千円減少しました。主な要因は、現金及び預金が1,777,860千円、仕掛品が322,685千円、それぞれ減少した一方で、製品が986,406千円、未収還付法人税等が181,568千円、未収消費税等が198,750千円、それぞれ増加したこと等によるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は896,184千円(前事業年度末810,168千円)となり、86,015千円増加しました。主な要因は、土地が52,871千円、投資有価証券が62,190千円、関係会社社債が60,000千円、それぞれ増加した一方で、投資その他の資産のその他が104,740千円減少したこと等によるものです

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は1,925,851千円(前事業年度末1,753,378千円)となり、172,472千円増加しました。主な要因は、短期借入金が800,000千円増加した一方で、買掛金が243,904千円、未払法人税等が307,365千円、それぞれ減少したこと等によるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は1,026,709千円(前事業年度末1,094,383千円)となり、67,673千円減少しました。主な要因は、社債が100,000千円減少した一方で、長期借入金16,350千円増加したこと等によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は4,266,782千円(前事業年度末4,776,573千円)となり、509,791千円減少しました。主な要因は、当期純損失の計上により398,717千円、また、配当金の支払いにより111,342千円減少したことによるものです。

c. 資本の財源及び資金の流動性

資本政策につきましては、当社は未だ成長途上であることから、内部留保の充実を図るとともに、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させることと、株主様への利益還元との最適なバランスを考慮し、実施していくこととしております。

また、当社における資金需要の主なものは、既存事業の持続的成長や新規事業への投資資金のほか、設備の更新等に要する設備投資資金や事業に係る運転資金であります。

当社は、必要となった資金については、主として内部留保資金及び営業活動によるキャッシュ・フローによるものを活用しておりますが、安定的な財源確保のため、複数の金融機関から借入による資金調達を行っており、今後も継続する方針であります。

d. 経営上の目標の達成状況

当社は、売上高経常利益率10%以上を目標指標としております。

当事業年度は、損失を計上いたしたため、売上高経常利益率はマイナスとなりますが、早急に黒字化をはかりプラスとなるよう改善してまいります。

また、引き続きこれらを重要な指標として認識し、今後も事業の拡大等の推進により、目標の達成に努めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は12,356千円であり、その主なものは、太陽光発電施設の取得並びに業務システムの更新・機能強化等であります。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2019年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	構築物 (千円)	機械 及び装置 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)	
徳島本社 (徳島県徳島市)	-	本社機能	11,603	-	-	70,738 (1,455.64)	82,342	32 (16)
コンパクトソーラー 発電所 (岡山県岡山市北区)	エネルギー 事業	小型太陽光発 電施設	-	-	9,420	1,034 (352.00)	10,454	-
コンパクトソーラー 発電所 (徳島県徳島市)	エネルギー 事業	小型太陽光発 電設備	-	-	10,393	-	10,393	
コンパクトソーラー 発電所 (徳島県美馬市)	エネルギー 事業	小型太陽光発 電設備	-	-	4,277	-	4,277	
発電所用地 (徳島県徳島市他)	エネルギー 事業	大規模太陽光 発電施設他	-	4,258	-	210,484 (75,340.32)	214,743	-

(注) 1. 「帳簿価額」は、建設仮勘定を除く有形固定資産の帳簿価額であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数(人)	年間賃借料(千円)
本社 (東京都渋谷区)	-	本社機能	22 (7)	26,530
関西支社 (神戸市中央区)	-	支社機能	15 (3)	3,880

(注) 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、事業計画、投資効率、人員増加等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,800,000
計	12,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年7月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,282,800	4,282,800	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	4,282,800	4,282,800	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2019年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2014年3月23日	2014年12月22日	2015年11月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 51	当社従業員 23	当社取締役 1 当社従業員 15
新株予約権の数(個)、(注)1	15	4	18
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)、(注)1	普通株式 3,000	普通株式 800	普通株式 3,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)、(注)2	303	303	580
新株予約権の行使期間	自 2016年4月22日 至 2024年3月22日	自 2016年12月24日 至 2024年12月21日	自 2017年11月25日 至 2025年11月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 303 資本組入額 152	発行価格 303 資本組入額 152	発行価格 580 資本組入額 290
新株予約権の行使の条件	<p>権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p> <p>当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。</p> <p>相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。</p>		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3		

当事業年度の末日(2019年4月30日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとし、調整により生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降に行われたものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権割当日後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行または処分する場合、株式無償割当を行った場合、または調整前行使価額を下回る価額で普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。)の発行を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」とし読み替える。このほか、潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新株発行数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額をそれぞれ意味するものとする。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$

さらに、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 企業再編を行う場合は、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 目的たる再編会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社株式
 - (2) 目的たる再編会社の株式の数
企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価額の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。
 - (3) 権利行使に際して払込むべき金額
企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切捨てる。
 - (4) 権利行使期間、権利行使条件、取得事由、その他新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。
 - (5) 取締役会による譲渡承認について
本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (6) 割当に関する事項
権利者の有する本新株予約権の数に応じて割当てするものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2015年12月12日 (注) 1	3,184,000	3,200,000	-	47,619	-	17,619
2016年3月10日 (注) 2	1,070,000	4,270,000	930,258	977,877	930,258	947,877
2016年4月1日～ 2017年4月30日 (注) 3	11,400	4,281,400	1,732	979,609	1,721	949,598
2017年5月1日～ 2018年4月30日 (注) 3	1,000	4,282,400	152	979,761	151	949,749
2018年5月1日～ 2019年4月30日 (注) 3	400	4,282,800	60	979,822	60	949,809

- (注) 1. 株式分割(1:200)によるものであります。
2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 1,890円
引受価額 1,738.80円
資本組入額 869.40円
払込金総額 1,860,516千円
3. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2019年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	22	19	14	2	1,684	1,743	-
所有株式数(単元)	-	121	2,625	25,565	170	60	14,278	42,819	900
所有株式数の割合(%)	-	0.28	6.13	59.70	0.53	0.01	33.35	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2019年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社エフピーライフ	徳島県徳島市南田宮二丁目3番102号	2,510,000	58.60
鈴江 崇文	徳島県板野郡松茂町	530,000	12.37
尾崎 昌宏	東京都世田谷区	162,000	3.78
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14号	161,600	3.77
長田 雄次	東京都港区	70,700	1.65
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	29,800	0.69
有限会社ミロス	東京都新宿区西新宿三丁目3番23号1402	28,800	0.67
中山 健三	東京都西東京市	23,000	0.53
瀧本 憲治	東京都新宿区	21,900	0.51
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13	20,600	0.48
計	-	3,558,400	83.05

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,281,900	42,819	-
単元未満株式	普通株式 900	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	4,282,800	-	-
総株主の議決権	-	42,819	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、可能な限り安定的な配当水準を維持することを配当政策の基本としており、今後の事業展開及びキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案のうえ、業績への連動性を重視したうえで、利益配分を行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会となっております。

当事業年度の配当につきましては、来期以降は、配当の源泉を十分に確保出来る見込みであり、短期的な業績により配当方針を決定するのではなく、中長期的な計画等も総合的に勘案し、株主配当を実施すべきと判断いたしましたので、1株当たり10円の普通配当を期末配当として実施いたしました。

内部留保資金については、当社は未だ成長途上であることから、内部留保の充実を図るとともに、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年7月26日 定時株主総会決議	42,828	10

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的な企業価値の向上や株主の皆様をはじめとするステークホルダー(利害関係者)の信頼感を高める観点から、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制を確立することを基本姿勢としております。

企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

これは、重要な業務執行の一部の決定を業務執行を担う取締役へ委任することによる意思決定の迅速化を推進する一方で、取締役会の半数を社外取締役で構成することにより監督機能を強化するとともに、取締役の職務の執行の適法性及び妥当性を監査する権限を有する監査等委員会を設置することにより監査・監督機能の強化を図るためであります。

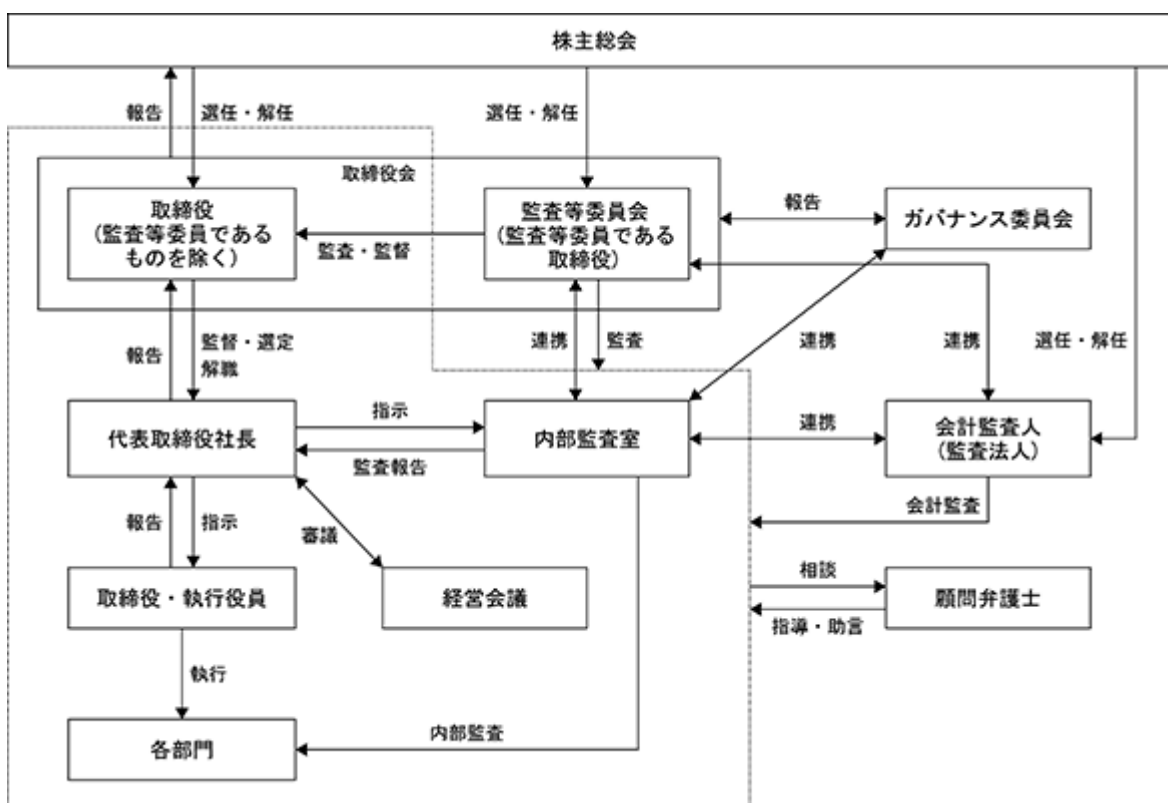
また、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内であり、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務、在任期間の業績と成果及び貢献度等を総合的に勘案した報酬額を取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の職務と責任に応じた報酬額を監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

取締役会については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)鈴江崇文の1名と監査等委員である取締役徳岡宏一、三谷恭也(社外取締役)及び山田善則(社外取締役)の3名(うち社外取締役2名)の計4名で構成されております。

監査等委員会については、監査等委員である取締役徳岡宏一、三谷恭也(社外取締役)及び山田善則(社外取締役)の3名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役山田善則を委員長として、監査等委員会の定める監査等委員会監査等基準に従い取締役の職務執行状況についての監査等を行っております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人からの情報収集、並びに内部監査部門及び会計監査人との連携を円滑に行い監査等の実効性を高めるため、常勤の監査等委員1名を選定しております。

b. 当社の内部統制図



内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は下記のとおり取締役会にて内部統制システムの構築の基本方針を決定し決議しております。このもとで取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス規程を制定・運用するとともに、取締役会、経営会議によりコンプライアンス体制の維持・向上を図る。
 - (2) 内部監査を実施し、職務執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - (3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - (4) 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止及び早期発見、是正を図るため内部通報規程に基づき、内部通報窓口を設置する。なお、通報者には、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いは行わない。
 - (5) 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署を管理本部と定め、その対応に係る反社会的勢力対策に関する規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制を整える。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 職務の執行に係る文書その他の情報は、法令及び文書管理規程、その他の社内規程に基づき保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
 - (2) 取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 損失の危険(以下、「リスク」という。)の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及びその他社内規程を制定・運用するとともに従業員等への教育を行う。
 - (2) ガバナンス委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対応する管理体制を構築する。
 - (3) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会規程、監査等委員会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (2) 稟議規程に基づき業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
 - (3) 取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
 - (4) 経営会議を原則月2回以上開催し、当社の経営に関する重要事項及び様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき関係会社管理を行う。
 - (2) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 - (3) 内部監査担当部門は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
 - (4) 当社で定めるコンプライアンス規程を当社グループにも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の求めに応じて、取締役会は速やかに、その職務の執行を補助する人員を配置する。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員会である取締役を除く。)からの独立性ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会の職務を補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
 - (2) 当該人員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重する。
8. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて監査等委員会に報告する。
 - (2) 監査等委員はいつでも、経営会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができるとともに、取締役及び使用人に報告を求めることができる。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。
 - (2) 監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務に執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。
10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員は法令に従い、公正かつ透明性を担保する。
 - (2) 監査等委員は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (3) 監査等委員は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
 - (4) 監査等委員会から内部統制システム及び監査体制に係る意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

c 取締役会

当社の取締役会は、業務執行を行う取締役1名と監査等委員である取締役3名の合計4名で構成されており、原則として月1回定例で取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査等委員である取締役により、取締役の業務執行の監視・監督を行っております。

d 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されております。内、2名は社外より招聘いた

しており、原則として月1回定例で監査等委員会を開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を監査しております。監査等委員は、事業法人の経営者並びに常勤監査役又は社外監査役として培った経験と幅広い見識を有しております。その経験を経営の監視強化に活かしていただくこととしており、さらに、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使の他、重要な会議体への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

なお、内部監査室及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。

e 経営会議

経営会議は、代表取締役及び執行役員で構成されており、原則として月2回以上開催し、法令及び定款において取締役会の専決事項とされていることや取締役会規程で決議事項と定められている事項を除き、当社の経営に関する重要事項及び様々な課題を早期に発見・共有し、適切に意思決定及び決議を行う会議体となっております。

f 内部監査

当社の代表取締役直轄で設置しております内部監査室(人員1名)では、年間監査計画に基づき、当社の業務全般の監査を実施することで、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適正性・効率性の面から業務運営の健全性を監査しております。不適切事項に対しては、業務改善を勧告するとともに改善報告書を求め、社長に報告しております。

また、内部監査室は監査等委員会、ガバナンス委員会及び会計監査人と随時情報交換をしており、相互に連携することで監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

g 会計監査人

当社は、監査法人アリアと監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、2019年4月期において業務を執行した公認会計士は、茂木秀俊氏、吉澤将弘氏の2名であり、当該会計監査業務に係る補助者は5名(公認会計士1名、その他の補助者4名)であります。

上記の他に顧問契約を締結している顧問弁護士よりコーポレートガバナンス体制に関して助言を適宜受けております。

リスク管理体制の整備状況

当社では、リスク管理の最高責任者は、代表取締役としております。

リスク管理の指導を適切に行うことは、ガバナンス委員会が担当しております。また、全社的なリスク管理への取組みに関する企画立案を行うとともに横断的な統括・管理を実施するためにガバナンス委員会事務局を設置しており、ガバナンス委員会事務局は、定期的実施内容をガバナンス委員会に報告し、事務局運営は管理本部が実施するものと定めております。

業務上発生しうるリスクについては、各種規程、業務マニュアルで業務上のルール及び手順を定めることにより、リスクを防ぐ体制をとっております。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、5名以内とする旨を定款に定めております。また、当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

取締役会で決議することができる株主総会決議事項

イ．自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として、中間配当ができる旨を定款に定めております。

ハ．取締役の責任免除の内容

当社は、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

男性4名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	鈴江 崇文	1973年12月 8 日生	1997年 4 月 三井ホーム(株)入社 2001年10月 ゴーイングホーム(株)(現株LIXIL住宅研 究所)入社 2002年 8 月 (株)スズケン工業(現株スズケン&コミュ ニケーション)取締役就任 2003年10月 同社 取締役営業推進部長就任 2008年10月 同社 代表取締役就任 2009年 4 月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注) 2	530,000
取締役 (監査等委員・常勤)	徳岡 宏一	1956年 7 月25日生	1981年 4 月 株式会社阿波銀行 2005年 6 月 同行 法人室室長就任 2011年 6 月 同行 審査部副部長就任 2018年 8 月 当社 入社 2018年 8 月 当社取締役(監査等委員・常勤)就任 (現行)	(注) 3	2,000
取締役 (監査等委員)	三谷 恭也	1978年 4 月26日生	2001年 4 月 (株)東京三菱銀行(現株三菱UFJ銀行) 入行 2006年 8 月 CITIBANK NA(現CITIBANK銀行株)入行 2009年 8 月 (株)Principle創業 2012年 9 月 野村證券(株)入社 2013年10月 NACRE Global Asset Protection (Switzerland) AG創業 (株)日本APセンター創業 代表取締役 副社長就任(現任) 2014年10月 (株)フュービック社外監査役就任(現任) 2015年 3 月 (株)Tier・Index創業 取締役就任(現任) 2018年 7 月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	山田 善則	1946年 5 月22日生	1969年 4 月 安田生命保険相互会社(現明治安田生 命保険相互会社)入社 1999年 4 月 同社 常務取締役就任 2003年 4 月 (株)ジャパン・コンファーム代表取締役 就任 2008年 6 月 みずほ信託銀行(株)常勤監査役就任 2012年10月 (株)日本APセンター取締役会長就任(現 名誉会長) 2013年 6 月 (株)日本M&Aセンター監査役就任 2014年 7 月 フォースバレー・コンシェルジュ(株)常 勤監査役就任(現任) 2014年11月 (株)鉄人化計画社外取締役就任 2016年 6 月 (株)日本M&Aセンター取締役(監査等委 員)就任(現任) 2018年 7 月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	-
計					532,000

(注) 1 . 三谷恭也及び山田善則は、社外取締役であります。

2 . 2019年 7 月26日開催の定時株主総会終結の時から、2020年 4 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 . 2018年12月20日開催の臨時株主総会終結の時から、2020年 4 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 . 2018年 7 月27日開催の定時株主総会終結の時から、2020年 4 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外取締役と当社との関係

当社はコーポレート・ガバナンスの体制強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、社外取締役(監査等委員)を選任し、中立的な立場から有益な監督及び監査を十分に行える体制を整備し、かつ経営監視機能の強化に努めております。

当社の社外取締役(監査等委員)は、三谷恭也、山田善則の2名であります。社外取締役(監査等委員)はいずれも、当社との間に人的関係、資本的关系及び取引関係その他利害関係はありません。

当社は、社外取締役(監査等委員)を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

(3) 【監査の状況】

内部監査、監査等委員監査の状況

(内部監査)

当社の代表取締役直轄で設置している内部監査室(人員1名)では、年間監査計画に基づき、当社の業務全般の監査を実施することで、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適正性・効率性の面から業務運営の健全性を監査しております。不適切事項に対しては、業務改善を勧告するとともに改善報告書を求め、社長に報告しております。

また、内部監査室は監査等委員会、ガバナンス委員会及び会計監査人と随時情報交換をしており、相互に連携することで監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

(監査等委員監査)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、内、2名は社外より招聘しており、原則として月1回定例で監査等委員会を開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を監査しております。監査等委員は、事業法人の経営者並びに常勤監査役又は社外監査役として培った経験と幅広い見識を有しております。その経験を経営の監視強化に活かしていただくこととしており、さらに、取締役(監査等委員である取締役を除く。）・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使の他、重要な会議体への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

なお、内部監査室及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。

会計監査の状況

当社は、監査法人アリアと監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、2019年4月期において業務を執行した公認会計士は、茂木秀俊氏、吉澤将弘氏の2名であり、当該会計監査業務に係る補助者は5名(公認会計士1名、その他の補助者4名)であります。

監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前事業年度 新創監査法人

当事業年度 監査法人アリア

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

a. 異動に係る監査公認会計士等の名称

就任する監査公認会計士等の名称 監査法人アリア

退任する監査公認会計士等の名称 新創監査法人

b. 異動の年月日 2018年7月27日

c. 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 2017年7月28日

d. 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

e. 異動に至った理由及び経緯

当社は、2018年6月29日に公表した「会計監査人の異動に関するお知らせ」のとおり、当社の会計監査人である新創監査法人より、2018年7月27日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、会計監査人を退任する旨の連絡を受け、2018年6月29日開催の取締役会で受理いたしました。

当社といたしましては、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続される体制を維持するため、複数の監査法人に当社の監査を受嘱いただけるよう依頼し、当社が会計監査人に求める専門性、独立性、職務遂行能力を備え、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を有しているとの判断に基づき、2018年7月27日開催の監査等委員会において、監査法人アリアを当社の一時会計監査人として選任いたしました。

また当社は、会計監査の継続性を確保するため、引き続き同監査法人が当社の会計監査人として相当であり、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性並びに監査報酬等を総合的に判断し、監査等委員会の決定により同監査法人を会計監査人の候補者として、2018年12月20日開催の臨時株主総会において、一時会計監査人である監査法人アリアを改めて会計監査人に選任することを決議しました。

f. 上記の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

(監査報酬の内容等)

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(2019年1月31日内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f)からの規定に経過措置を適用しております。

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
28,000	-	20,000	-

(注) 1. 非監査業務に関しては、前事業年度及び当事業年度のいずれにおいても該当事項はありません。

2. 当社の会計監査人であった新創監査法人は、2018年7月27日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。それに伴い、2018年7月27日開催の監査等委員会において、監査法人アリアを一時会計監査人として選任し、同監査法人が就任いたしました。なお、同監査法人は2018年12月20日開催の臨時株主総会において、当社の会計監査人に選任されております。

(その他重要な報酬の内容)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人からの見積提案をもとに、当社の規模・業務の特性等の観点から監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勘案して検討し、監査等委員会の同意を得て、取締役会へ報告しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務、在任期間の業績と成果及び貢献度等を総合的に勘案した報酬額を取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の職務と責任に応じた報酬額を監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を 除く。) (社外取締役を除く。)	47,600	47,600	-	-	-	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	2,677	2,677	-	-	-	1
社外役員	12,955	12,955	-	-	-	6

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名（うち社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）0名）、監査等委員である取締役3名（うち社外監査等委員である取締役2名）であります。

上記の支給人員と相違しているのは、2018年7月27日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名、監査等委員である取締役4名及び2018年12月20日退任の監査等委員である取締役1名、2019年1月31日退任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含んでいるためです。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との良好な取引関係の維持発展などの政策的な目的により株式を保有することとしております。また、その保有・処分については、当社の経営方針との整合性や経済合理性などを総合的に検討したうえで、個別に判断いたします。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	19,950

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年5月1日から2019年4月30日まで)の財務諸表について、監査法人アリアにより監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前事業年度 新創監査法人

当事業年度 監査法人アリア

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

就任する監査公認会計士等の名称 監査法人アリア

退任する監査公認会計士等の名称 新創監査法人

(2) 異動の年月日 2018年7月27日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 2017年7月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動に至った理由及び経緯

当社は、2018年6月29日に公表した「会計監査人の異動に関するお知らせ」のとおり、当社の会計監査人である新創監査法人より、2018年7月27日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、会計監査人を退任する旨の連絡を受け、2018年6月29日開催の取締役会で受理いたしました。

当社といたしましては、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続される体制を維持するため、複数の監査法人に当社の監査を受嘱いただけるよう依頼し、当社が会計監査人に求める専門性、独立性、職務遂行能力を備え、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を有しているとの判断に基づき、2018年7月27日開催の監査等委員会において、監査法人アリアを当社の一時会計監査人として選任いたしました。

また当社は、会計監査の継続性を確保するため、引き続き同監査法人が当社の会計監査人として相当であり、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性並びに監査報酬等を総合的に判断し、監査等委員会の決定により同監査法人を会計監査人の候補者として、2018年12月20日開催の臨時株主総会において、一時会計監査人である監査法人アリアを改めて会計監査人に選任することを決議しました。

(6) 上記の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3. 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.3%
売上高基準	0.0%
利益基準	3.3%
利益剰余金基準	0.6%

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構のホームページの閲覧や同機構が開催するセミナー等に参加するとともに、監査法人他主催のセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,817,033	2,039,173
売掛金	648,347	541,092
販売用不動産	718,336	909,742
製品	2 110,430	1,096,836
仕掛品	689,636	366,950
材料貯蔵品	137,242	131,188
前渡金	570,045	722,274
前払費用	102,926	108,075
未収還付法人税等	-	181,568
未収消費税等	-	198,750
その他	20,169	27,505
流動資産合計	6,814,166	6,323,158
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	28,813	20,260
構築物（純額）	2 4,508	4,258
機械及び装置（純額）	2 9,861	24,092
車両運搬具（純額）	5,361	5,314
工具、器具及び備品（純額）	5,826	5,226
土地	229,385	282,257
建設仮勘定	24,840	32,400
有形固定資産合計	1 308,596	1 373,810
無形固定資産		
ソフトウェア	5,583	10,529
ソフトウェア仮勘定	5,184	10,615
無形固定資産合計	10,767	21,144
投資その他の資産		
投資有価証券	19,950	82,140
関係会社株式	90,000	95,000
関係会社社債	-	60,000
出資金	10,248	9,475
長期前払費用	39,678	42,152
繰延税金資産	49,082	35,027
その他	292,377	187,637
貸倒引当金	10,532	10,202
投資その他の資産合計	490,804	501,229
固定資産合計	810,168	896,184
資産合計	7,624,335	7,219,343

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	623,793	379,888
1年内償還予定の社債	-	100,000
1年内返済予定の長期借入金	187,639	184,227
短期借入金	-	800,000
未払金	69,671	84,515
未払費用	64,017	65,711
未払法人税等	307,365	-
未払消費税等	86,338	14,708
前受金	309,517	201,331
預り金	43,451	46,632
賞与引当金	27,368	25,650
完成工事補償引当金	19,109	12,063
資産除去債務	15,107	11,122
流動負債合計	1,753,378	1,925,851
固定負債		
社債	100,000	-
長期借入金	705,240	721,590
資産除去債務	7,430	7,436
その他	281,712	297,682
固定負債合計	1,094,383	1,026,709
負債合計	2,847,761	2,952,561
純資産の部		
株主資本		
資本金	979,761	979,822
資本剰余金		
資本準備金	949,749	949,809
資本剰余金合計	949,749	949,809
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	758	364
繰越利益剰余金	2,846,521	2,336,856
利益剰余金合計	2,847,280	2,337,220
株主資本合計	4,776,791	4,266,852
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	217	70
評価・換算差額等合計	217	70
純資産合計	4,776,573	4,266,782
負債純資産合計	7,624,335	7,219,343

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月 30日)	当事業年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)
売上高		
不動産等販売高	5,001,038	4,033,392
その他の売上高	1,156,093	987,783
売上高合計	6,157,131	5,021,176
売上原価		
不動産等販売原価	1 3,051,245	1 3,110,848
その他売上原価	909,204	658,227
売上原価合計	3,960,450	3,769,075
売上総利益	2,196,681	1,252,100
販売費及び一般管理費	2 1,102,973	2 1,449,528
営業利益又は営業損失()	1,093,708	197,427
営業外収益		
受取利息	137	126
受取保険金	-	1,419
解約金収入	-	610
雑収入	-	1,113
その他	925	2,016
営業外収益合計	1,062	5,286
営業外費用		
支払利息	11,431	11,183
社債利息	1,050	1,050
その他	253	1,407
営業外費用合計	12,734	13,641
経常利益又は経常損失()	1,082,036	205,782
特別利益		
固定資産売却益	-	3 961
特別利益合計	-	961
特別損失		
減損損失	4 165,600	4 174,840
固定資産除却損	5 1,012	-
特別損失合計	166,612	174,840
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	915,424	379,661
法人税、住民税及び事業税	374,225	5,066
法人税等調整額	21,214	13,989
法人税等合計	353,010	19,056
当期純利益又は当期純損失()	562,413	398,717

【不動産等販売原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)		当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		1,458,966	47.8	1,030,887	33.1
外注費		1,160,700	38.1	923,535	29.7
諸経費		52,845	1.7	66,450	2.1
不動産購入費		378,732	12.4	1,089,975	35.1
合計		3,051,245	100.0	3,110,848	100.0

(注) 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

【その他売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)		当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
サブリース原価		214,866	23.6	225,462	34.3
資材原価		150,662	16.6	101,961	15.5
減価償却費		45,123	5.0	2,128	0.3
設計費		24,336	2.7	-	-
その他		474,215	52.1	328,675	49.9
合計		909,204	100.0	658,227	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	979,609	949,598	949,598	1,152	2,390,748	2,391,901	4,321,109
当期変動額							
新株の発行	152	151	151				303
特別償却準備金の取崩				394	394	-	-
剰余金の配当					107,035	107,035	107,035
当期純利益又は当期純損失()					562,413	562,413	562,413
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	152	151	151	394	455,773	455,378	455,681
当期末残高	979,761	949,749	949,749	758	2,846,521	2,847,280	4,776,791

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	438	438	4,320,670
当期変動額			
新株の発行			303
特別償却準備金の取崩			-
剰余金の配当			107,035
当期純利益又は当期純損失()			562,413
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	221	221	221
当期変動額合計	221	221	455,903
当期末残高	217	217	4,776,573

当事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	979,761	949,749	949,749	758	2,846,521	2,847,280	4,776,791
当期変動額							
新株の発行	60	60	60				121
特別償却準備金の取崩				394	394	-	-
剰余金の配当					111,342	111,342	111,342
当期純利益又は当期純損失()					398,717	398,717	398,717
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	60	60	60	394	509,665	510,059	509,938
当期末残高	979,822	949,809	949,809	364	2,336,856	2,337,220	4,266,852

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	217	217	4,776,573
当期変動額			
新株の発行			121
特別償却準備金の取崩			-
剰余金の配当			111,342
当期純利益又は当期純損失()			398,717
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	147	147	147
当期変動額合計	147	147	509,791
当期末残高	70	70	4,266,782

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月 30日)	当事業年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	915,424	379,661
減価償却費	61,360	19,656
減損損失	165,600	174,840
貸倒引当金の増減額 (は減少)	2,950	330
賞与引当金の増減額 (は減少)	516	1,718
完成工事補償引当金の増減額 (は減少)	104	7,045
受取利息	137	126
支払利息	11,431	11,183
社債利息	1,050	1,050
固定資産売却損益 (は益)	-	961
固定資産除却損	1,012	-
売上債権の増減額 (は増加)	378,333	76,704
たな卸資産の増減額 (は増加)	617,059	849,073
前渡金の増減額 (は増加)	541,909	152,229
その他の流動資産の増減額 (は増加)	12,378	210,405
仕入債務の増減額 (は減少)	137,744	243,904
前受金の増減額 (は減少)	30,116	108,186
その他の流動負債の増減額 (は減少)	20,863	86,300
その他	153,974	17,779
小計	795,396	1,738,727
利息及び配当金の受取額	137	126
利息の支払額	12,018	12,705
法人税等の支払額	278,484	476,140
営業活動によるキャッシュ・フロー	505,030	2,227,447
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	19,950	63,120
関係会社株式の取得による支出	90,000	5,000
関係会社社債の取得による支出	-	60,000
貸付金の回収による収入	1,628	1,236
差入保証金の差入による支出	5,264	4,848
差入保証金の回収による収入	11,816	458
有形固定資産の取得による支出	54,583	105,512
無形固定資産の取得による支出	3,384	13,380
固定資産の売却による収入	-	1,230
その他	12,182	3,434
投資活動によるキャッシュ・フロー	147,554	252,370
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	-	800,000
長期借入れによる収入	500,000	200,000
長期借入金の返済による支出	339,250	187,062
株式の発行による収入	303	121
配当金の支払額	106,861	111,101
財務活動によるキャッシュ・フロー	54,191	701,957
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	411,667	1,777,860
現金及び現金同等物の期首残高	3,405,365	3,817,033
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,817,033	1 2,039,173

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品、未成工事支出金、販売用不動産、製品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 材料貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：3～15年

構築物：20年

機械及び装置：18年

車両運搬具：2～6年

工具、器具及び備品：2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4．繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金・完成工事未収入金・貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、不動産等販売高・完成工事高に対する将来の補償見込額を過去の補償割合に基づいて計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

(3) ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年4月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」49,524千円及び「固定負債」の「繰延税金負債」442千円は「投資その他の資産」の「繰延税金資産」49,082千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注釈(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注釈(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	48,347千円	59,528千円

2 保有目的の変更

前事業年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部（構築物30,394千円、機械及び装置810,024千円）を製品に振り替えております。なお、当該資産の一部は前事業年度において売却しており、製品に振替えた金額の一部を売上原価に計上しております。

3 偶発債務

当社は同業他社より、当社の発電設備を設置する土地の仕入に関して、66,976千円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を受けました。当社といたしましては、同社の請求は根拠がないものと考えており、訴訟においても当社の正当性を主張していく方針です。

(損益計算書関係)

- 1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当事業年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
売上原価	18,528千円	44,475千円

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度9.2%、当事業年度11.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度90.8%、当事業年度88.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当事業年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
給料及び賞与	356,160千円	392,103千円
賞与引当金繰入額	27,368	25,650
広告宣伝費	90,073	86,143
販売手数料	11,367	81,113
支払手数料	150,205	412,257
減価償却費	16,236	17,528
貸倒引当金繰入額	2,950	330

- 3 有形固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当事業年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
車両運搬具	- 千円	961千円

4 減損損失

前事業年度(自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)

前事業年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
兵庫県美方郡	バイオマス発電設備	建設仮勘定
徳島県名西郡	コンパクトソーラー発電所用地	土地

当社は、原則として、投資上の区分を反映した事業所や設備を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社設備等を共用資産としてグルーピングしています。

前事業年度において、将来回収可能性を検討した結果、減損の兆候が認識された資産グループについて、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(165,600千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、バイオマス発電設備162,000千円(内、建設仮勘定162,000千円)並びにコンパクトソーラー発電所用地3,600千円(内、土地3,600千円)であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については路線価及び固定資産税評価額等の適切に市場価格を反映していると考えられる評価額を基に算出しております。

当事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

当事業年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
香川県さぬき市他	新型発電機	建設仮勘定等

当社は、原則として、投資上の区分を反映した事業所や設備を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社設備等を共用資産としてグルーピングしています。

当事業年度において、将来回収可能性を検討した結果、減損の兆候が認識された資産グループについて、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(174,840千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、バイオマス発電設備24,840千円(内、建設仮勘定24,840千円)並びに差入保証金150,000千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
建物	830千円	- 千円
車両運搬具	0	-
工具、器具及び備品	154	-
処分費用	27	-
計	1,012	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,281,400	1,000	-	4,282,400
合計	4,281,400	1,000	-	4,282,400
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,000株は、ストック・オプションの行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年7月28日 定時株主総会	普通株式	107,035	25	2017年4月30日	2017年7月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年7月27日 定時株主総会	普通株式	111,342	利益剰余金	26	2018年4月30日	2018年7月30日

当事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,282,400	400	-	4,282,800
合計	4,282,400	400	-	4,282,800
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加400株は、ストック・オプションの行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年7月27日 定時株主総会	普通株式	111,342	26	2018年4月30日	2018年7月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年7月26日 定時株主総会	普通株式	42,828	利益剰余金	10	2019年4月30日	2019年7月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
現金及び預金勘定 預入期間が3か月を超える 定期預金	3,817,033千円	2,039,173千円
現金及び現金同等物	3,817,033	2,039,173

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
固定資産からたな卸資産への 振替額	99,730千円	- 千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
1年内	60,576	65,719
1年超	959,802	1,068,625
合計	1,020,378	1,134,345

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
1年内	38,314	42,571
1年超	639,402	751,863
合計	677,717	794,435

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金の資金用途は運転資金及び設備投資資金であり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「7.ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、住宅事業の取引は現金決済をもって完了するため、原則として営業債権である受取手形、売掛金、完成工事未収入金等は発生しません。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関するリスク管理方針に従い、管理本部が決裁担当者の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2018年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,817,033	3,817,033	-
(2) 売掛金	648,347	648,347	-
資産計	4,465,380	4,465,380	-
(1) 買掛金	623,793	623,793	-
(2) 長期借入金(*1)	892,879	897,888	5,009
(3) 未払法人税等	307,365	307,365	-
負債計	1,824,037	1,829,047	5,009
デリバティブ取引(*2)	(313)	(313)	-

(*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

当事業年度(2019年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,039,173	2,039,173	-
(2) 売掛金	541,092	541,092	-
資産計	2,580,265	2,580,265	-
(1) 買掛金	379,888	379,888	-
(2) 短期借入金	800,000	800,000	-
(3) 長期借入金(*1)	905,817	911,210	5,393
(4) 未払法人税等	-	-	-
負債計	2,085,705	2,091,099	5,393
デリバティブ取引(*2)	(101)	(101)	-

(*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
投資有価証券	19,950	82,140
子会社株式	40,000	45,000
関連会社株式	50,000	50,000
関連会社社債	-	60,000

(注)これらは市場価格がなく時価を把握することが困難と認められることから、時価開示の対象とはしてありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,817,033	-	-	-
売掛金	648,347	-	-	-
合計	4,465,380	-	-	-

当事業年度(2019年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,039,173	-	-	-
売掛金	541,092	-	-	-
合計	2,580,265	-	-	-

4. 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2018年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(*)	187,639	147,650	89,225	52,140	47,182	369,043

(*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度(2019年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	800,000	-	-	-	-	-
長期借入金(*)	184,227	118,025	80,940	75,982	70,944	375,699
合計	984,227	118,025	80,940	75,982	70,944	375,699

(*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前事業年度(2018年4月30日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	46,400	26,300	313

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(2019年4月30日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	26,300	6,200	101

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2014年3月23日 臨時株主総会決議	2014年12月22日 臨時株主総会決議	2015年11月23日 臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 51名	当社従業員 23名	当社取締役 1名 当社従業員 15名
株式の種類及び付与数	普通株式 21,600株	普通株式 6,800株	普通株式 5,400株
付与日	2014年4月21日	2014年12月23日	2015年11月24日
権利確定条件	(注)2	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	自 2016年4月22日 至 2024年3月22日	自 2016年12月24日 至 2024年12月21日	自 2017年11月25日 至 2025年11月22日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2015年12月12日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は、次のとおりであります。

権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2014年3月23日 臨時株主総会決議	2014年12月22日 臨時株主総会決議	2015年11月23日 臨時株主総会決議
権利確定前(株)	-	-	-
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	3,400	1,000	3,600
権利確定	-	-	-
権利行使	200	200	-
失効	200	-	-
未行使残	3,000	800	3,600

(注) 2015年12月12日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2014年3月23日 臨時株主総会決議	2014年12月22日 臨時株主総会決議	2015年11月23日 臨時株主総会決議
権利行使価格(円)	303	303	580
行使時平均株価(円)	1,042	998	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

(注) 2015年12月12日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、類似会社比準方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価はゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	1,326千円
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	210千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,208千円	3,107千円
減損損失	50,440	108,278
完成工事補償引当金	5,820	3,674
賞与引当金	8,336	7,812
未払金	1,335	1,260
たな卸資産評価損	19,634	26,927
資産除去債務	6,864	5,653
未払事業税	13,889	-
税務上の繰越欠損金(注)2	-	70,912
その他	1,560	1,941
繰延税金資産小計	111,089	229,569
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	-	44,572
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	55,911	140,579
評価性引当額小計(注)1	55,911	185,151
繰延税金資産合計	55,178	44,417
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4,702	3,362
その他	1,392	6,027
繰延税金負債計	6,095	9,390
繰延税金資産の純額	49,082	35,027

(注) 1. 評価性引当額が129,239千円増加しております。この増加の内容は、減損損失に係る評価性引当額を追加的に認識したこと並びに当期純損失を計上したことから繰越欠損金に係る評価性引当額を認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2019年4月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	70,912	70,912千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	44,572	44,572千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	26,339	(b)26,339千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金70,912千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産26,339千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2019年4月期に税引前当期純損失を379,661千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
法定実効税率	30.69%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04	-
住民税均等割	0.65	-
留保金課税	5.56	-
税額控除	2.03	-
評価性引当額の増減	3.77	-
その他	0.13	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.55	-

(注)当事業年度の内訳については、税引前当期純損失であるため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主に10～20年と見積り、割引率は0.000～1.581%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
期首残高	60,808千円	22,538千円
時の経過による調整額	695	151
資産除去債務の履行による減少額	3,780	-
その他の増減額(は減少)	35,184	4,130
期末残高	22,538	18,559

(賃貸等不動産関係)

当社は、徳島県において、太陽光発電所用地を賃貸しております。

2018年4月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,529千円(賃貸収益8,610千円は売上高に、主な賃貸費用2,080千円は売上原価に計上)、減損損失は3,600千円(特別損失に計上)であります。

2019年4月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,996千円(賃貸収益8,610千円は売上高に、主な賃貸費用2,613千円は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
貸借対照表計上額	期首残高	157,647	157,647
	期中増減額	-	-
	期末残高	157,647	157,647
期末時価		195,260	195,055

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門ごとに取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業領域を基礎とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「エネルギー事業」、「住宅事業」、「賃貸管理事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「エネルギー事業」は、主に個人向け(投資家や会社員等)の投資商品として「コンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)」を中心とした太陽光発電施設の販売を行っております。また、自社においてもメガソーラー(大型太陽光発電施設)やコンパクトソーラー発電所を保有しております。

「住宅事業」は、主にコンパクトな規格住宅「IETERRACE(イエテラス)」、完成販売住宅「Simplie(シンプリエ)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL(フィットセル)」、及び太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House(ソーラーリッチハウス)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich(フィットセルソラリッチ)」の販売を行っております。

「賃貸管理事業」は、不動産賃貸管理業務及びサブリース業務を行っております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

前事業年度において「その他」と記載しておりました「賃貸管理事業」は、重要性の観点から当事業年度では報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

なお、当事業年度のセグメント情報については、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	エネルギー事業	住宅事業	賃貸管理事業	計	
売上高					
外部顧客への売上高	3,191,436	2,642,605	323,089	6,157,131	6,157,131
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	3,191,436	2,642,605	323,089	6,157,131	6,157,131
セグメント利益	981,448	398,894	28,926	1,409,269	1,409,269
その他の項目					
減価償却費	51,173	3,555	545	55,275	55,275

(注) 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

当事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	エネルギー事業	住宅事業	賃貸管理事業	計	
売上高					
外部顧客への売上高	2,583,880	2,064,195	373,100	5,021,176	5,021,176
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,583,880	2,064,195	373,100	5,021,176	5,021,176
セグメント利益	87,730	190,407	32,476	310,614	310,614
その他の項目					
減価償却費	7,682	4,096	674	12,452	12,452

(注) 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	1,409,269	310,614
セグメント間取引消去	-	-
全社費用(注)	315,561	508,041
財務諸表の営業利益又は営業損失()	1,093,708	197,427

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	55,275	12,452	6,085	7,204	61,360	19,656

【関連情報】

前事業年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,650,979	エネルギー事業

当事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
林建設株式会社	548,336	エネルギー事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

(単位：千円)

	エネルギー事業	住宅事業	賃貸管理事業	全社・消去	合計
減損損失	165,600	-	-	-	165,600

当事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位：千円)

	エネルギー事業	住宅事業	賃貸管理事業	全社・消去	合計
減損損失	174,840	-	-	-	174,840

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

取引金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(1)財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	ソーシャル ファイナンス ㈱	徳島県 徳島市	20,000	金融業	100%	社債の引 受、業務 の受託等	社債の引受け	60,000	関係会 社社債	60,000
							不動産賃貸料 の受取	240	-	-
							業務の受託等	400	-	-
							手数料等の支 払	385	-	-
関連 会社	日本メディア マーケット㈱	香川県 高松市	300,000	再生可 能エネ ジー 事業	16.6%	販売用土 地及び原 材料等の 仕入れ	販売用 不動産の 購入代金 支払	15,040	前渡金	15,040
							材料貯蔵品等 の 購入代金支払	259,607	前渡金	87,820
									買掛金	7,103

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 業務の受託等の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

(2)財務諸表提出会社の役員及びその近親者、役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及びその 近親者	廣瀬達史	徳島県 徳島市	-	-	-	製品の販 売	発電所の販売 等	18,620	売掛金	20,059
役員及びその近 親者が議決権の 過半数を所有し ている会社(当 該会社の子会社 を含む)	(同)テップロ	徳島県 徳島市	3	太陽光 発電所 運用	100%	製品の販 売	発電所の販売 等	47,900	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 業務の受託等の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

2. 販売価額については、標準的な粗利率をもとに決定しております。

3. 廣瀬達史氏は、当社代表取締役鈴木崇文の二親等以内の親族であります。

4. (同)テップロは、当社代表取締役鈴木崇文の二親等以内の親族が議決権の過半数を所有している会社であります。

5. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
1株当たり純資産額	1,115円40銭	996円26銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失()	131円34銭	93円10銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	131円15銭	- 銭

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。
2. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	562,413	398,717
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	562,413	398,717
普通株式の期中平均株式数(株)	4,282,183	4,282,722
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	6,275	-
(うち新株予約権(株))	(6,275)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	新株予約権 7,400株 内訳 第2回ストックオプション 3,000株 第3回ストックオプション 800株 第4回ストックオプション 3,600株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	46,471	730	-	47,201	26,941	9,283	20,260
構築物	4,986	-	-	4,986	727	249	4,258
機械及び装置	9,953	15,749	-	25,703	1,611	1,519	24,092
車両運搬具	27,762	2,885	5,319	25,328	20,013	2,663	5,314
工具、器具及び備品	13,543	1,917	-	15,461	10,234	2,517	5,226
土地	229,385	52,871	-	282,257	-	-	282,257
建設仮勘定	24,840	32,400	24,840 (24,840)	32,400	-	-	32,400
有形固定資産計	356,943	106,554	30,159 (24,840)	433,338	59,528	16,232	373,810
無形固定資産							
ソフトウエア	12,369	8,371	-	20,740	10,210	3,424	10,529
ソフトウエア仮勘定	5,184	13,868	8,437	10,615	-	-	10,615
無形固定資産計	17,553	22,239	8,437	31,355	10,210	3,424	21,144
長期前払費用	39,678	9,785	7,312	42,152	-	-	42,152

(注) 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2015年 3月25日	100,000	100,000	0.75	なし	2020年 3月25日
合計	-	100,000	100,000	-	-	-

(注) 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
100,000	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	800,000	0.80	
1年以内に返済予定の長期借入金	187,639	184,227	0.99	-
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	705,240	721,590	1.19	2020年8月20日～ 2032年5月31日
合計	892,879	1,705,817	2.98	-

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	118,025	80,940	75,982	70,944

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10,532	-	-	330	10,202
賞与引当金	27,368	25,650	27,368	-	25,650
完成工事補償引当金	19,109	14,524	21,570	-	12,063

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	640
預金	
当座預金	1,252,860
普通預金	785,671
小計	2,038,532
合計	2,039,173

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客	349,411
株式会社ハウスフィールド	123,346
合同会社エコライフ	17,690
中国電力株式会社	8,651
株式会社八重川	5,048
その他	36,943
合計	541,092

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
648,347	5,336,699	5,443,954	541,092	91.0	40.7

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八．販売用不動産

区分	金額(千円)
建物	325,779
土地	583,962
合計	909,742

(注) 土地の内訳は、次のとおりであります。

区分	面積(m ²)	金額(千円)
土地		
徳島県	24,177.37	213,479
高知県	7,355.63	43,120
埼玉県	789.90	42,428
香川県	14,837.14	39,667
岡山県	8,835.84	35,962
茨城県	5,900.46	29,647
兵庫県	8,248.25	26,428
山口県	7,558.19	25,602
神奈川県	112.00	24,641
三重県	8,083.47	23,312
その他	36,680.79	79,671
合計	122,579.04	583,962

二．製品

品目	金額(千円)
小型太陽光発電施設	575,943
大型太陽光発電施設	520,893
合計	1,096,836

ホ．仕掛品

区分	金額(千円)
エネルギー事業	239,037
住宅事業	127,913
合計	366,950

へ．材料貯蔵品

区分	金額(千円)
材料	
太陽光パネル	110,001
パソコン	11,211
架台・金具	2,332
モニタリングシステム	1,363
延長ケーブル	1,151
交流集電箱	992
その他	1,065
小計	128,117
貯蔵品	
切手、収入印紙等	3,070
小計	3,070
合計	131,188

ト．前渡金

区分	金額(千円)
発電設備購入費	630,600
不動産購入費	57,772
業務委託費	15,370
材料費	9,345
広告宣伝費	9,000
資材購入費	186
合計	722,274

流動負債
イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
藤田建設株式会社	28,620
CMS 株式会社	25,493
合同会社 KISHIMOTO	23,831
未来環境エネルギー計画株式会社	18,911
株式会社ティージェーエコロジー	13,694
その他	269,337
合計	379,888

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	648,695	1,586,338	2,472,757	5,021,176
税引前四半期(当期)純損失金額() (千円)	166,060	472,069	614,730	379,661
四半期(当期)純損失金額() (千円)	181,250	481,571	637,438	398,717
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	42.32	112.45	148.84	93.10

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額() (円)	42.32	70.12	36.39	55.74

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告により行うことができない事故その他やむを得ない事由が発生した場合は、日本経済新聞に掲載して行う。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.fit-group.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集株式予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、株式会社エフピーライフであります。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第10期)(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)2018年7月30日四国財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年7月30日四国財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第11期第1四半期)(自 2018年5月1日 至 2018年7月31日)2018年9月11日四国財務局長に提出

(第11期第2四半期)(自 2018年8月1日 至 2018年10月31日)2018年12月14日四国財務局長に提出

(第11期第3四半期)(自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)2019年3月15日四国財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年7月30日四国財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(定時株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2018年8月10日四国財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(公認会計士の異動)に基づく臨時報告書であります。

2018年12月14日四国財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(固定資産の減損)に基づく臨時報告書であります。

2018年12月21日四国財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(臨時株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2019年7月29日四国財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(定時株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年7月30日

株式会社フィット
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊 印

業務執行社員 公認会計士 吉 澤 将 弘 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットの2018年5月1日から2019年4月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィットの2019年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の2018年4月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2018年7月27日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フィットの2019年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フィットが2019年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。